

講座受講規約

第1条（適用範囲）

本規約は、スロービューティスタイル及び一般社団法人日本セルフプロデュースメイク協会（以下、「協会」といいます。）が主催するプレミアムメイクレッスン、メイクセミナー、イベント、各メイク講座セルフプロデュースメイク 2級講座、同1級講座を対象とします。

第2条（受講の申込み）

各講座の受講申込みは、スロービューティスタイルが定める所定の方法に従って行うものとします。

第3条（受講契約の成立）

申込み後、受講料の決済が完了した時点で受講契約が成立するものとします。但し、申込み後3日を経過して受講料を決済した場合、スロービューティスタイルの承認があった場合のみ、受講契約が成立するものとします。

第4条（受講料）

レッスン、講座ごとに、別途定めるものとします。

第5条（決済方法）

受講料の決済方法は次の方法とする。

（1）一括銀行振込

受講料全額を協会が指定する口座へお振込み下さい。

（振込手数料は受講者の負担とします。）

指定口座は、申込み後に送信するメールに記載しております。

第6条（講座開講日前の解約）

講座、セミナー、イベントの開講日30日前から当日までの解約は、キャンセル料が発生致します。

開講日より30日前～14日前	講座料金の20%
14日前～7日前	講座料金の30%
7日前～3日前	講座料金の50%
2日前～前日	講座料金の80%
当日	講座料金の100%

第7条（講座開講日以降の解約）

完全習得コースの講座開講日（初日）以降の受講者からの解約は認められませんので、解約の申し出をされても受講料の返金は一切致しません。

第8条（受講料の返金）

受講者の都合による欠席については、受講料の返金は一切致しません。

第9条（講座振替の要件）

講座3日前までに振替の申請をした場合、1度に限り日程を振替します。

第10条（著作物等）

本講座の受講において受領したテキスト等の著作物（ノウハウ等を含め、以下「本著作物等」といいます。）に関する著作権及びその他知的財産権はスロービューティスタイル、または協会に帰属し、事前承諾を得ずに、これらを侵害する次に定める行為を行うことを禁じます。

- （1）本著作物等の内容を、自己又は第三者の名をもってウェブサイトに掲載する等インターネットを通じて公衆に送信する行為
- （2）本著作物等の内容を、引用の範囲を超えて自己又は第三者の著作物に掲載する行為
- （3）私的利用の範囲を超えて、本著作物等を複製・改変等して第三者に配布する行為
- （4）その他、本著作物等の著作権及び知的財産権を侵害する行為

第11条（秘密保持）

受講者は、本講座を受講するにあたり、スロービューティスタイル・協会によって開示された協会固有の技術上、営業上その他事業の情報並びに他の受講者より開示されたそのプライバシーに関わる情報を秘密として扱うものとし、これらの情報を使用し、または第三者に開示することを禁じます。

第12条（競業禁止）

受講者は、協会の書面による事前の同意がある場合を除き、自己又は第三者の名をもって協会と同種又は類似の事業を行ってはならず、それらを行う者に対し自己又は第三者の名をもって役務を提供し若しくは従事することを禁じます。違反した場合は違約金として金1000万円をお支払い頂きます。

第13条（個人情報）

協会は、本講座の開催にあたり知り得た受講者の氏名、生年月日その他の個人情報を厳正に管理し、その利用及び提供においては、法令に基づく場合を除き受講者の同意を得た目的の範囲内でのみ利用致します。

第14条（遵守事項）

受講者は、本講座を受講するにあたり、次に定める事項を遵守しなければなりません。

- （1）協会及び講師等の指示に従うこと及び他の受講者の迷惑になるような行為、言動等をしていないこと
- （2）講座内容を理解する上で個人差があることを前提に、内容が理解できなかった又は理解しづらい部分があったとしても、協会及び講師等に一切の責任を求めないこと
- （3）本講座の受講において知り得た内容につき、その完全性、有用性、正確性、将来の結果等について、協会及び講師等に一切の責任を求めないこと

- (4) 他の受講者に対して、商品及びサービス等の購入勧誘行為並びにセミナー等への参加勧誘行為（これらの勧誘とみなされる一切の行為を含む）を行わないこと

第15条（除名）

次のいずれかに該当した場合には、除名されることがあり、除名された場合は、今後、協会の如何なる講座の受講も出来なくなります。また、除名をされた場合でも、受講料の返金は一切致しません。

- (1) 協会の同意なく、講座の内容を第三者に開示した場合
- (2) 講座の内容を改変して使用した場合
- (3) 本規約又は法令に違反した場合
- (4) 公序良俗に違反し、又は犯罪に結びつくおそれのある行為を行った場合
- (5) 協会の事前の同意なく、協会の保有する著作権、商標権その他の知的財産権を使用した場合
- (6) 協会又は協会の利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合
- (7) 協会の事業活動を妨害する等により協会の事業活動に悪影響を及ぼした場合

第16条（地位の譲渡）

本講座の受講者の地位を第三者に譲渡することを禁じます。また、受講者が死亡した場合、受講資格は失われるものとし、地位の承継は一切出来ません。

第17条（損害賠償）

受講者は、本規約及び法令の定め違反したことにより、協会及び講師等を含む第三者に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第18条（免責事項）

本講座の遅滞、変更、中断、中止、情報等の流失又は消失その他本講座に関連して発生した受講者又は第三者の損害について、協会は一切の責任を負わないものとします。

第19条（条項等の無効）

本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法または無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとします。

第20条（合意管轄）

本規約に関し、訴訟提起の必要が生じた場合には、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所をその管轄裁判所とします。

第21条（協議事項）

本規約の解釈について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとします。

以上